

伊勢崎市個人情報保護審査会

(答申第6号)

◆諮問第7号 任意代理人の資格及び死者の個人情報の開示請求について

答 申 書

1 諮問の概要

伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「条例」という。）の一部改正により、本人以外の者による開示請求権の規定を新設したが、そのうち、次に掲げる事項を定めるに当たり、条例第47条第2項の規定により、意見を求められたもの

- (1) 任意代理人の資格
- (2) 死者の個人情報の開示請求をすることができる者として、配偶者等と密接に関係があると認められる情報

2 審査会の結論

任意代理人の資格及び死者の個人情報の開示請求をすることができる配偶者等と密接に関係があると認められる情報については、下記3のとおりとすることが相当である。

3 審査会の考え方

個人情報保護制度の見直しに係る答申（平成22年1月29日付け答申第5号）の内容を踏まえ、当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

(1) 任意代理人の資格

ア 改正後の条例第13条第2項に規定する特別な理由は、次に掲げる場合とする。

- 疾病、事故による傷病その他の身体的状況により本人が開示請求をすることができない場合
- 長期の出張のため本人が開示請求をすることができない場合
- その他やむを得ない理由により直接本人が開示請求をすることができないと市長が認める場合

イ 特別な理由がある場合において、本人以外の開示請求をすることができる者は、次に掲げるものとする。

- 本人の指名又は同意を得えられた親族及びこれに準ずる者
- 本人の判断能力が欠如していると認められる場合において実質的に本人の看護又は介護を行っている配偶者（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）並びに当該本人に配偶者等がない場合にあつては当該本人の2親等内の血族及び1親等内の姻族
- 任意後見契約を締結し、その効力が生じている場合の任意後見人（成年後見人と同程度の代理権を有していると認められる場合に限る。）
- 開示請求に関する本人の委任を受けた弁護士
- 前各号に掲げるもののほか、本人と同居し、又は本人を扶養し、若しくは本人が扶養する者のうち養子その他市長が適当と認める者

(2) 死者の個人情報の開示請求 ～配偶者等と密接に関係があると認められる情報～

改正後の条例第13条第3項第3号イに規定する実施機関が定める情報は、次に掲げる書類に記録されている情報とする。

- 診療録、看護記録、処方せん、検査記録、検査結果報告書、エックス線写真その他の診療に関する記録
- 介護認定に係る資料等
- 伊勢崎市救急業務に関する規程（昭和17年伊勢崎市消防本部訓令第12号）第29条第1項の救急活動記録票等
- 伊勢崎市火災調査規程（平成21年伊勢崎市消防本部訓令第8号）に基づき作成された書類